

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和5年5月10日午後1時30分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 井澤 茂治	3番 松尾 清敏
4番 森本 豊	5番 藤村 絹子
7番 草嶋 邦子	8番 山本 千恵子
9番 井上 和也	11番 森島 隆詞
15番 山本 功	16番 杉嶋 秀美
17番 新司 吉行	18番 岩井 三郎
19番 太田 廣之	

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

10番 田中 安弘

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

2番 野秋 博史	6番 中川 茂成
12番 米澤 貞幸	13番 中村 正
14番 田中 吉照	

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

なし

事務局 八田 貴史
山口 健司
下村 祐未

7、議案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号 令和5年度農用地利用集積計画（第1次）の決定について

8、署名委員

18番 岩井 三郎 1番 井澤 茂治

9、閉会の日時 令和5年5月10日午後2時26分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第5回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中13名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中5名の方に出席いただいております。

議長 さて、委員の皆様には、春の農作業等にお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしますので、何とぞよろしく願いいたします。

本日の署名委員は、18番岩井三郎委員、1番井澤茂治委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。

1ページをお開きください。1番と2番は関係しますので、一緒にご説明いたします。

1番でございます。

【 提案説明 】

2番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人の土地の名義の関係から1番と2番に分かれておりますが、ご夫婦で共に高齢のため維持管理が困難なことから、所有権の有償移転申請をされるものです。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議長 議案第1号については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森島 11番、森島です。

1番及び2番の案件につきまして、4月27日に森本委員と山口局長補佐と申請のあ

りました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。

今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
 それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
 議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

 3ページをお開きください。

 1番でございます。

【 提案説明 】

 場所については4ページの地図のとおりです。

 本件は、譲受人が2筆の土地を一体的に露天資材置場及び露天駐車場として整備されるものです。

 本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、第3種農地の区域に近接する区域その他市街地化が見込まれる区域内にある農地で、第2種農地と判断されます。

 また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

 したがいまして、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

 以上です。

議 長 1番については、地区担当委員の森本委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 本 4番、森本です。
4月27日に森島委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。
現地は露天の駐車場及び資材置場として転用されます。
排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
続いて2番について、事務局より説明を願います。

事務局 続きます、3ページにお戻りいただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については5ページのとおりです。
本件は、市街化調整区域において、貸露天駐車場を整備されるものです。
本件の立地基準につきましては、農用区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域に近接する区域で甲種、1種、2種及び3種のいずれの要件にも該当しない農地で第2種農地と判断されます。
また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。
したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしく願いいたします。
以上です。

議 長 ありがとうございます。
続いて、2番については地区担当委員の杉嶋委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

杉 嶋 16番、杉嶋です。
4月27日、山本千恵子委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。
78㎡の土地に、賃貸で乗用車2台分の露店駐車場を計画されているもので、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。
よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 次に、議案第3号、令和5年度農用地利用集積計画（第1次）の決定について、を議題とします。1番から12番について事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは6ページをお開きください。

議案第3号、令和5年度農用地利用集積計画（第1次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、決定を求める。

【 提案説明 】

ここで1つ説明がございます。先程の文章中「農業経営基盤強化促進法」という言葉に、「旧」という言葉を付けさせていただいております。こちらの農業経営基盤強化促進法を一部改正する法律が4月1日に施行されておりまして、本来、農用地利用集積計画は中間管理機構へ移行という形になっています。ただ、2年間については、経過措置という形で「旧」という言葉を付けて計画の公示等が可能となっており、今回ここで「旧」という言葉を付けさせていただいております。

前回の第4回総会の議案書5ページについて、「旧」という文字が抜ける形になっておりましたので、そちらにつきましてもご修正いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは7ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については13ページの地図のとおりです。

7ページに戻っていただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については14ページの地図のとおりです

7ページに戻っていただき3番でございます。

【 提案説明 】

場所については上の14ページの地図のとおりです。

8ページをお開きください。4番でございます。

【 提案説明 】

場所については17ページの地図のとおりです。

8ページにお戻りいただき、5番と6番は続けてご説明します。

5番でございます。

【 提案説明 】

6番でございます。

【 提案説明 】

場所については共に19ページの地図のとおりです

9ページをお開きください。7番と8番も続けてご説明します。

7番でございます。

【 提案説明 】

8番でございます。

【 提案説明 】

場所については共に21ページの地図のとおりです。

9ページにお戻りいただき、9番でございます。

【 提案説明 】

場所については23ページの地図のとおりです。

次に10ページをお開きください。

10番と11番も続けてご説明します。10番でございます。

【 提案説明 】

11番でございます。

【 提案説明 】

経営面積はゼロとなっていますが、利用権の設定する者について、10番は設定を受ける者の父、11番は祖母になり、これまでからも家族と一緒に耕作をされており、必要な農機具等も家族間で共用されるため、農作業等に問題はないものと考えます。

場所については10番が25ページ、11番が26ページの地図のとおりです。

10ページにお戻りいただき、12番でございます。

【 提案説明 】

場所については28ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは1番から12番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第3号の1番から12番についての計画決定に賛成の方の挙手をお願い

いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号の1番から12番についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続いて13番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、私は審議を行う間、退席いたしますので、議長を副会長にお願いいたします。

議 長（副会長） 議長を交代いたします。
それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは11ページをお開きください。13番でございます。

【 提案説明 】

場所については30ページ及び31ページの地図のとおりです。
以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項を満たしていると考えられます。
以上です。

議 長（副会長） それでは本件の議案について、審議をお願いいたします。

議 長（副会長） 何かご質問等ございませんか。

議 長（副会長） 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長（副会長） それでは、議案第3号13番の計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長（副会長） ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第3号、13番の計画は議案どおり決定いたします。
太田会長が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長（副会長） 太田会長にお伝えします。議案第3号、13番の計画は議案どおり決定いたしました。

議 長（副会長） それでは、議長を交代いたします。

議 長 岩井副会長、ありがとうございました。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
 令和5年5月31日水曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和5年5月31日水曜日午後1時30分からと決定いたします。

 後日、開催については文書で通知いたしますが、議案締め切り日から総会までの日がなく、議案書は当日配付とさせていただきますので、ご了承いただきますよう、よろしくお願いたします。

 これをもって、本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

 委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。これをもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後2時26分